

## 小型焼却炉を設置している事業者のみなさまへ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、(平成22年5月19日改正、平成23年4月1日施行)産業廃棄物を処理するために小型焼却炉(注1)を設置している全ての事業者で帳簿を備え付けることが義務付けられました。

(注1)小型焼却炉...火格子面積が2m未満及び処理能力が200kg/時未満(汚泥、廃油、廃プラスチック類を焼却する場合は異なります。)である焼却炉のこと

### 帳簿を備え付けることが義務付けられている者

#### <改正前>

- ・一般廃棄物処理業者
- ・産業廃棄物処理業者
- ・産業廃棄物処理施設(注2)設置者
- ・特別管理産業廃棄物を排出している事業者

#### <改正後>

- ・一般廃棄物処理業者
- ・産業廃棄物処理業者
- ・産業廃棄物処理施設設置者
- ・特別管理産業廃棄物を排出している事業者

- ・事業場の外において、自ら産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- ・産業廃棄物を処理するために小型焼却炉を設置している事業者

**追加されました！**

(注2)産業廃棄物処理施設...廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設

### 小型焼却炉設置者の帳簿の記載事項

- ・処分年月日
- ・処分方法ごとの処分量
- ・処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

◇お問合わせ先  
環境局生活環境部廃棄物指導課  
処理施設許可係 担当  
Tel:044-200-2594